

## 鹿屋体育大学教員の任期に関する規則

〔平成19年3月1日  
規則第3号〕

改正 平成25年2月7日

規則第3号

平成27年2月5日

規則第3号

平成31年4月19日

規則第13号

令和3年3月2日

規則第18号

鹿屋体育大学教員の任期に関する規則（平成12年規則第10号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項、同法第7条第1項並びに鹿屋体育大学教員の人事に関する規則第4条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学における教員の任期について、必要な事項を定める。

### （運用）

第2条 この規則は、大学における教育研究の活性化とともに、教員の教育研究活動の充実及び教育研究意欲の向上が図られるように解釈され、並びに運用されなければならない。

### （任期を定めて雇用する教員の職等）

第3条 法第5条第1項の規定に基づき教員との労働契約において任期を定めて雇用する場合の任期の期間及び再任の可否は、別表に定めるとおりとする。

### （雇用される者の同意）

第4条 この規則に基づき任期を定めて教員を雇用する場合には、別紙様式1により、当該雇用される者の同意を得なければならない。

### （活動計画）

第5条 この規則に基づき、任期を定めて雇用された教員は、任期の開始日以降2月以内に、別紙様式2により、在任期間中の活動計画を学長に提出するものとする。

2 前項の規定は、任期満了後再任により雇用される教員には適用しない。

### （公表）

第6条 この規則を制定し、又は改正したときは、ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

### （雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定

める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条に規定する助手（以下「旧助手」という。）の職にあった者で、施行日に助教へ配置換された者のうち、改正前の鹿屋体育大学教員の任期に関する規則（平成12年規則第10号。以下「旧規則」という。）に基づき任期を定めて雇用された者については、施行日にこの規則に基づき雇用された者とみなす。この場合において、当該助教の任期は、この規則にかかわらず、旧規則に基づき定められた任期の末日とする。
- 3 施行日の前日に旧助手の職にあった者のうち、旧規則の適用を受けずに雇用された者で、施行日に助教へ配置換された者については、施行日に第3条の規定に基づき任期を定めて助教に雇用された者とみなしてこの規則を適用する。この場合において、第4条中「別紙様式1」とあるのは「附則別紙様式」に、別表の再任の可否の欄中「再任は可能とする。ただし再任回数は、原則として2回までとする。」とあるのは「再任は可能とする。」に読み替えるものとする。

#### 附 則（平成25. 2. 7規則第3号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行し、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に雇用又は再任された者から適用する。
- 2 施行日に助教に採用された者については、別表の（1）の再任の可否欄中「再任は不可とする。」とあるのは「再任は可能とする。ただし再任回数は、原則として2回までとする。（再任期間においては、任期の定めのない助教への転換を申し出ることができる。）」に読み替えるものとする。
- 3 施行日の前日に助教にあった者（再任の者を除く。）については、別表の（1）の再任の可否欄中「再任は不可とする。」とあるのは「再任は可能とする。ただし再任回数は、原則として2回までとする。（2回目の再任期間においては、任期の定めのない助教への転換を申し出ることができる。）」に読み替えるものとする。
- 4 施行日の前日に助教にあった者（再任の者に限る。）については、別表の（1）の再任の可否欄中「再任は不可とする。」とあるのは「再任は可能とする。ただし再任回数は、原則として2回までとする。」に読み替えるものとする。
- 5 施行日の前日に助教にあった者（平成19年附則第3項に規定の者に限る。）については、別表の（1）の再任の可否欄中「再任は不可とする。」とあるのは「再任は可能とする。（施行日以降2回目となる再任期間においては、任期の定めのない助教への転換を申し出ることができる。）」に読み替えるものとする。

#### 附 則（平成27. 2. 5規則第3号）

- 1 この規則は、平成27年2月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 適用日の前日に助教にあった者（平成25年附則第2項に規定の者に限る。）については、別表の（1）の再任の可否欄中「再任は不可とする。」とあるのは「再任は可能とする。ただし再任回数は、原則として2回までとする。（2回目となる再任期間においては、任期の定めのない助教への転換を申し出ることができる。）」に読み替えるものとする。

3 適用日の前日に助教にあった者（平成25年附則第3項及び第4項に規定の者に限る。）については、別表の（1）の再任の可否欄中「再任は不可とする。」とあるのは「再任は可能とする。ただし再任回数は、原則として2回までとする。」に読み替えるものとする。

附則別紙様式（附則第3項関係）

## 同意書

鹿屋体育大学長 殿

氏名

私は、現在、鹿屋体育大学〇〇〇〇系助手として勤務していますが、学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）の施行に伴い、平成19年4月1日付で〇〇〇〇系助教へ配置換されることに同意致します。

これに伴い、併せて大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項及び鹿屋体育大学教員の任期に関する規則（平成19年規則第3号）第4条の規定を準用し、下記のとおりの任期が付されることに同意いたします。

記

年 月 日 から 年 月 日まで

注1：〇〇〇には、教育研究組織名を記入する。

注2：再任の場合には、任期の次に「再任」と明記する。

附 則（平31.4.19規則第13号）  
この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令3.3.2規則第18号）  
この規則は、令和3年3月2日から施行する。

別表（第3条関係）

任 期 を 定 め る 場 合		任 期	再 任 の 可 否
(1)	助教の職に就けるとき	5年	再任は不可とする。
(2)	<p>大学が期間を定めて行う教育研究の計画で、次のものを行うために新たに雇用し、教授、准教授、講師、助教又は助手の職に就けるとき</p> <p>ア 競技力向上を科学的に支援するための教育研究計画 (Top Athlete Support System (TASS) ) のうち、学長が大学の経営戦略上特に必要なものとして指定した計画</p> <p>イ 運動による心身の健康の保持増進に関する研究を地域社会との連携の下に推進する計画 (Promotion of Active Life Style (PALS) ) のうち、学長が大学の経営戦略上特に必要なものとして指定した計画</p>	<p>3年 ただし計画の期間を超えないものとする。</p> <p>3年 ただし計画の期間を超えないものとする。</p>	<p>再任は不可とする。ただし、計画の期間が延長された場合は、延長された範囲内の任期により再任を可能とすることができる。 (再任期間は当初の雇用日から5年以内)</p>

別紙様式1（第4条関係）

## 同意書

鹿屋体育大学長 殿

氏名

私は、鹿屋体育大学〇〇〇に雇用されるに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項及び鹿屋体育大学教員の任期に関する規則（平成19年規則第3号）第4条の規定に基づき、下記のとおりの任期により雇用されるものであることに同意いたします。

記

年 月 日 から 年 月 日まで

注1：〇〇〇には、教育研究組織及び職名を記入する。

注2：再任の場合には、任期の次に「再任」と明記する。

## 研究目標・計画

令和 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

## I 研究に関する目標・計画

## 1 研究目標

## 2 研究計画

時 期	研究計画について	備 考 (論文発表予定誌等)

## II 教育、競技業績、競技指導、その他に関する目標・計画

## III 本学中期目標・計画に関連する目標・計画

備考：規格はA4とする

Iの2について、助教の場合は、年間著作物1編以上を執筆する計画を含めて記入することとする。著作物とは、例えば、鹿屋体育大学学術研究紀要、日本体育学会誌、日本スポーツ運動学会誌、等へ投稿する学術研究論文等とする。